

鳥取県若者・女性の地域防災参画補助金

(R8.4月作成)

県民の防災意識や地域防災力の向上のため、若者・女性で構成される団体が行う地域防災イベント等の実施に必要な経費を補助します！



1 補助事業の内容

1 事業実施主体	若者・女性による団体等 ※以下の条件を満たす必要があります。 ①構成員は、少なくとも3名以上であり、若者又は女性（若者、女性の両方が含まれる場合は重複を除いた合計人数）の割合が50%以上であること。 ②営利活動を主な目的とした団体等ではないこと。
2 補助対象経費	若者・女性の地域防災への参画を促すための取組の実施に必要な講師謝金・旅費、委託経費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、使用料及び賃借料等 ※以下の2つを実施していただく必要があります。 ①令和8年10月17日（土）、18日（日）に鳥取県倉吉市で開催される「ぼうさいこくたい2026 in 鳥取」への出展 ②地域での防災イベント等の活動
3 補助額 (補助限度額)	200千円／1団体あたり
4 補助率	10／10

2 事業計画書提出期限

令和8年6月12日(金)

事業計画書等の必要書類を裏面の問合せ先まで郵送等でご提出ください。



3 補助事業の流れ

①事業計画書提出 → ②採択審査(県：審査会) → ③交付申請 → ④交付決定(県)

※補助事業終了後、実績報告書を県に提出していただき、その後に県が補助金をお支払いします。

※裏面のQ&Aもご確認ください！

(裏面)Q&A

本補助金で想定される質問事項について、Q&Aを記載します。

質問	回答
①法人格を持たない任意団体は事業実施主体になれますか？	法人格の有無は問いません。ただし、構成員が3名以上であることや若者又は女性（若者、女性の両方が含まれる場合は重複を除いた合計人数）の割合が50%以上であること、営利活動を主な目的とした団体等ではないことなどが条件となります。 ※ご不明な点は県までお問い合わせください。
②事業計画書を提出すれば本補助金が支給されますか？	本補助金は、県が行う審査会で事業採択になった場合に活用できます。まずは、令和8年6月12日（金）までに県へ事業計画書等の書類を提出していただくほか、同年5月15日までに「 <u>ぼうさいこくたい2026in鳥取</u> 」への出展の申込を してください。 ※二次元コード：出展者公募の御案内→ (内閣府HPに遷移します) 
③補助対象となる経費や取組例を教えてください。	事業実施に必要な講師謝金・旅費、委託経費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、使用料及び賃借料等が補助対象となります。また、取組例は以下のとおりですが、他にも事業目的に合致するものは対象となります。 ※ご不明な点は県までお問い合わせください。 <取組例> ■「 <u>ぼうさいこくたい2026in鳥取</u> 」への出展 →団体の防災活動のパネル展示、活動紹介ブース 等 ■「地域での防災イベント等の活動」 →地元自治会と連携した防災研修会、避難訓練の実施 等
④県の補助金交付決定前に事業着手（業務発注等）は可能ですか？	交付決定前に事業着手は認められません。また、交付決定前の事業着手により生じた経費は補助金対象外です。
⑤補助金交付決定後に事業計画を変更したい場合はどうすればよいですか？	県の変更承認が必要な場合があるので、まずは速やかに県までお問い合わせください。県の変更承認なく生じた経費は補助金の対象外です。
⑥パソコン、タブレットは補助対象になりますか？	汎用性がある物品の購入は原則として補助対象外です。ただし、本補助事業のためにリースしたと認められるパソコンやタブレットのリース料については補助対象となります。
⑦消費税、振込手数料は補助対象になりますか？	補助対象外です。
⑧補助金は概算払してもらえますか？	本補助金は、補助事業完了後に精算払します。

【問い合わせ先】鳥取県危機管理部消防防災課 消防・地域防災力担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地
(電話)0857-26-7082 (ファクシ)0857-26-8139
(Eメール)shoubou@pref.tottori.lg.jp